

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十五年三月七日

広島県収用委員会

- 一 送達を受けるべき者  
別紙対象者一覧のとおり

- 二 送達すべき書類の名称

一般国道五十四号改築工事（可部バイパス・広島県広島市安佐北区三入六丁目地内から同区大林町字浜ヶ谷地内まで）に係る土地収用事件の裁決書正本

- 三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿	実測	
広島市安佐北区大林町字真香	五七六番	山林	山林	一三三	一五・〇二二	一五・〇二二

- 四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十五年三月二十一日に、その書類の送達があったものとみなされます。